

日本学術振興会
国際共同研究事業
国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム)
平成 29 年度 (2017 年度) 分募集要項

平成 29 年 1 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science, JSPS) は、学術研究活動のグローバルな展開に対応するために、海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成を目的として、国際共同研究事業を実施しています。

今回の募集では、米国国立科学財団 (National Science Foundation, NSF) との協力のもと実施する国際共同研究教育パートナーシッププログラム (Partnerships for International Research and Education, PIRE プログラム) の募集を行います。

2. 事業概要

(1) 目的

本事業は、米国国立科学財団 (National Science Foundation, NSF) との合意により、一国のみでは解決が困難な課題に対して、国際共同研究を実施することで資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的として、我が国の大学等の優れた研究者が米国の研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

(2) 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学にわたる全分野 (JSPS 及び NSF が共通に対象としている分野)

(3) 採択期間

開始日より最長 5 年間

※ 開始日は、平成 29 年 8 月頃 (採択決定後) から平成 30 年 3 月までの間で、日米の各研究代表者による協議の上決定します。

(4) 本会支給額

1 課題あたり 1,000 万円以内/会計年度
(全研究期間での総額は 5,000 万円以内)

(5) 採択予定件数

1~4 件程度

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程 (文部省告示) 第 2 条に規定される研究機関 (※)

に所属し、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること（常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。）。

なお、研究代表者は共同研究の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。従って、採用期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けてください。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 本会支給経費

(1) 支給経費の用途

研究経費：物品費、国内旅費（交通費及び滞在費）、外国旅費（航空運賃及び滞在費）、人件費、その他

※日本側研究者にかかる経費のみとします。(各学術振興機関が自国の研究者を支援します。)

※本事業により経費の支給を受けることができる我が国の参加者の要件は次のとおりです。

要件：上記3. に掲げる我が国の大学等学術研究機関において研究に従事している者（当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む）

業務委託手数料：一会計年度あたり、研究経費総額に対して10%以内（外枠）

(2) 支給方法

① 課題の実施に要する業務について、採択機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「経費の取扱いについて」を参照してください。

5. 申請手続

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」といいます。）」により申請を受け付けます。

「予備申請（Preliminary Proposal）」及び「本申請（Full Proposal）」の2段階で審査が行われます。

(1) 「予備申請（Preliminary Proposal）」

予備申請は、NSF 側のみで審査が行われますので、日本側の研究代表者は本会に申請書を提出する必要はありません。本事業に申請を希望する日本側研究代表者は、米国側研究代表者に、予備申請に係る申請書をNSFに提出するよう要請してください。

NSF 側の予備申請の締切：平成28年9月14日（水）

NSF 側の予備申請に係る審査を通過した申請課題についてのみ、日本側研究代表者は本会に、米国側研究代表者はNSFに、本申請（Full Proposal）に係る申請書を提出すること

となります。日本側研究代表者は、下記(2)の通り本会に本申請の手続きを行ってください。
予備申請の結果については、NSF から米国側研究代表者に通知されますので、米国側研究代表者にご照会ください。本会からは、NSF の審査結果を受け、通過した申請課題についてのみ、日本側研究代表者へ通知します。

予備審査結果の日本側研究代表者への通知時期：平成 29 年 2 月頃

(2) 「本申請 (Full Proposal)」

本会より「予備申請を通過した」旨の連絡を受けた日本側研究者は、以下の通り本会側の「本申請 (Full Proposal)」に係る申請手続きを行ってください。

なお、本申請に係る申請書は、本会及び NSF それぞれが定める様式にて作成することとなりますが、記載される研究計画、研究概要については、双方の申請書で同一内容を記載してください。同一内容でないことが確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

① 電子申請システム

申請は、ホームページ上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は電子申請システムの案内ページ

(http://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html) を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

② 申請情報入力時の注意

本事業の審査は総合領域を除く 8 領域で行われます (以下、分科細目表参照)。従って、「総合領域」「総合人文社会」「総合理工」または「総合生物」に当たる細目を選択した場合は、審査を希望する領域を選んでください。

「分科細目コード表」<https://www.kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>

③ 申請受付期間

平成 29 年 4 月 3 日 (月) ～平成 29 年 4 月 24 日 (月) 【期限厳守】

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意して下さい。)

※NSF 側の申請締切日も同日です。(申請受付開始日は NSF に確認してください。)

④ NSF 側で提出される申請書

本会が定める申請書様式に加え、米国側研究代表者が NSF に提出した申請書類を、「補足資料」として提出してください。提出方法は、別紙 2 「申請書の提出方法」を参照してください。

6. 申請に際しての留意事項

- (1) 本事業の申請にあたっては、相手方学術振興機関における情報も参照の上、申請してください。

<NSF ホームページ>

http://www.nsf.gov/funding/pgm_summ.jsp?pims_id=505038&org=NSF&sel_org=NSF&from=fund

- (2) 本事業は、グローバルに活躍する多様な人材を育成することを目的の一つとしているため、積極的な若手研究者の参加が望まれます。
- (3) 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等 (研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、

部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については別紙3「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他事業で採用されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご留意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間も研究代表者等の変更を行うことは認められません。

- (4) 科学技術振興機構 (JST) の戦略的創造研究推進事業の採択者のうち、PIRE プログラムに係る追加支援を JST より受けている研究代表者又はそれに相当する者は本事業の研究代表者となることができませんので、併せてご注意ください。
- (5) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会国際交流事業に採択されたことのある研究代表者は、その事業の成果 (見込み) と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にした上で申請して下さい。

7. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- (1) 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- (2) 相手国と学术交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究を通して、相手国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、相手国の研究者が協力して共同研究することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- (3) 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- (4) 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- (5) 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- (1) 研究目的達成までの道筋が研究計画として詳細に記載されていること。
- (2) 経費の額と用途が適切であること。

相手方学術振興機関の審査基準については、相手方の公募要領を参照してください。

8. 選考及び結果の通知

本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補者を決定した後、NSF との協議の上、採用／不採用を決定し、その結果を平成 29 年 8 月頃に所属機関長に通知します。

- (1) 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。
 - ・不採用 A (不採用の中で上位)
 - ・不採用 B (不採用の中で中位)
 - ・不採用 C (不採用の中で下位)

- (2) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

9. 採用決定後の手続

研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

10. 研究代表者の所属機関及び本人の義務

- (1) 研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- (2) 研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- (3) 共同研究の研究成果をホームページや学会誌等において積極的に公開、発表すること。その際は本事業による支援であることを明記すること。
- (4) 事業の実施3年目に中間評価(採択期間が5年間のもの)、支援期間終了後に事後評価を本会国際事業委員会において実施します。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されます。

11. その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について一切の責任を負いません。
- (3) 共同研究の研究成果の権利の帰属については、両国の研究代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は、知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにして下さい。

(4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、実施計画及び報告書並びに評価結果等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

- (5) 『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)で提言されているように、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(「国民との科学・技術対話」)への積極的な取り組みをお願いします。

12. 連絡先

- (1) 事業内容や募集要項についての問い合わせ
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部国際企画課

電話：03-3263-1724/1918（受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30）
FAX：03-3234-3700
Email: bottom-up@jsps.go.jp

- (2) 電子申請システムの操作に関する問い合わせ
コールセンター フリーダイヤル 0120-556739
（受付時間：祝日を除く月～金 9:30～17:30）
- (3) 相手国学術振興機関連絡先
National Science Foundation (NSF)
Tel: +1 (0)703-292-7250 / 2464
Email: PIRE-info@nsf.gov
http://www.nsf.gov/funding/pgm_summ.jsp?pims_id=505038&org=NSF&sel_org=NSF&from=fund

13. その他の注意事項

- (1) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について
「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】
（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本事業に採択され、研究経費により若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。
また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。
- (2) 不正使用等に対する措置
研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。
研究資金の適正な使用等については、別紙 4（「研究資金の適正な使用等について」）をご参照ください。
- (3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）を遵守することが求められます。
ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。
※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。
【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(4) 研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置を講じます。

また、応募及び参加の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

| 不正行為に係る応募制限の対象者 | | 不正行為の程度 | 応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から※) | |
|--|---------------------------------------|--|--|------|
| 不正行為に関与した者 | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者 | | 2～3年 | |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者） | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への | 1～2年 | |

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| | 影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | |
|--|----------------------------------|--|

※ 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

(5) 研究倫理教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、研究上の不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、日本学術振興会研究倫理eラーニングコース若しくはCITI Japan eラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることになります。

このため、採択された研究代表者の所属機関には、本事業に参画する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

(6) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

現在、学術雑誌等では、近年のICT（情報通信技術）の発展に伴い、インターネットを通じて無料で自由に論文にアクセスできる「オープンアクセス化」の流れが世界規模で急速に拡大しています。このことを踏まえ、本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進についても、可能な範囲で考慮してください。

【参考1：「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文について、「インターネット上で自由に入手でき、その際、いかなる利用者に対しても、論文の閲覧、ダウンロード、コピー、配信、印刷、検索、全文へのリンク付け、検索ロボットによる索引付け、データとしてソフトウェアに転送すること、その他、合法的な用途で利用することを財政的、法的、技術的な障壁なしで許可する」（ブダペスト・オープンアクセス運動 BOAI：Budapest Open Access Initiative(2002)）ものとされている。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例え

ば 6 ヶ月後)、出版社の許諾を得て著者が所属する研究機関が開設するWeb (機関リポジトリ) (※2) 又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開 (セルフアーカイブ) (※3) し、当該論文をオープンアクセスとする場合

- ② 論文の著者が掲載料 (APC: Article Processing Charge) を負担し、当該論文をオープンアクセスとする場合
- ③ その他 (研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載し、当該論文をオープンアクセスとする場合)

※1 「エンバargo」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム (リポジトリ) などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外 (研究者や所属研究機関) が、Web (一般的には、機関リポジトリ) に登録すること。

(7) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、**Research and Development** (科学技術のための研究開発) の頭文字に、**Electric** (電子) の頭文字を冠したものです。

① 研究機関及び研究者の登録について (採用後)

本事業はe-Radに登録が必要な事業です。採用が決定した課題につきましても、研究代表者の研究者番号、及び当該採択課題に対するエフォート値等を本会に提出して頂くこととなります。そのため、e-Radへの研究機関および研究者の登録手続きを行っていない場合は、本事業への申請と同時に手続きをお願いします。

i. 研究機関の登録

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radのポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) より研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行って下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間程度の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

【ポータルサイト】 <http://www.e-rad.go.jp/>

【HPアドレス (システム利用にあたっての事前準備)】

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ii. 研究者情報の登録

所属研究機関は本事業に申請する研究代表者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワード

ドを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照して下さい。

② e-Rad の操作方法

i. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク：0570-066-877 (ナビダイヤル)

(受付時間：午前 9:00～午後 6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

ii. e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照またはダウンロードすることができます。システムの利用可能時間帯は下記のとおりです。

(月～日) 0:00～24:00(24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

e-Rad 上の課題等の情報については、採用された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取り扱います。

④ e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用するe-Radを通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成29年1月1日現在)

| 事業の種類 | 事業名 (担当課) | 事業概要 | 1件/1人当たり 支援内容 | 支援(実施) 期間 | 対象国・地域 | 対象分野 | 申請 締切 | 申請者 |
|--------------------|---|---|---|---|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 共同研究・セミナー・研究者交流支援型 | 二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課) | 個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。 | 共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる) | 共同研究: 1~3年 セミナー:1 週間以内 (対応機関 により異なる) | 全地域 | 原則、全分野(対応機関によっては分野限定) | 9月 | 研究者 |
| | 特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課) | 我が国のポストドク研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。 | 渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による) | 6~24カ月 (派遣国、 対応機関による) | フィンランド、ノルウェー | 原則、全分野 | 9月 | ポストドク研究者 |
| | 国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(PIREプログラム) (国際企画課) | 一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共有化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実に資するための国際共同研究を支援。 | 1,000万円以内 | 5年 | 米国 | 全分野 | 予備申請9月、本申請4月 | 研究者 |
| | 日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課) | 日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 | 5,000万円以内/ 5年間 | 5年 | 中国、韓国 | 年度ごとの分野/テーマ | 1月 | 所属機関または部局長 |
| | 日独共同大学院プログラム (研究協力第二課) | 日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。 | 1,500万円以内/ 年度 | 5年(再申請は4年) | ドイツ | 全分野 | 10月 | 所属機関または部局長 |
| | 研究拠点形成事業 (研究協力第一課) | A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。 | 1,800万円以内/ 年度 800万円以内/ 年度 | 5年 3年 | 全地域 アジア・アフリカ | 全分野 全分野 | 10月 10月 | 所属機関または部局長 |
| 若手研究者研鑽機会提供型 | 先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課) | 日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。 | 渡航費、国内交通費、滞在費 | 4日間 | ①ドイツ、米国と共催(開催地・ドイツ) ②カナダと共催(開催地・日本) | 社会科学・自然科学の全分野 | ①12月 ②3月 | 機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者 |
| | リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課) | 我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。 | 渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費 | 1週間程度 | ドイツで開催参加者は世界各国 | 年度ごとの分野/テーマ | 8月 | 博士課程学生、ポストドク研究者 |
| | HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者ネットワーク推進プログラム (研究協力第一課) | アジア太平洋アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。 | 国内交通費、滞在費、その他参加費等 | 5日間程度 | 日本で開催参加者はアジア太平洋アフリカ地域 | 年度ごとの分野/テーマ | 9月 | 博士課程学生、ポストドク研究者 |
| | 若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課) | 優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。 | 800万円以内/ 年度 | 3日間以内 | ブラジル | 全分野 | 3月 | 研究者 |
| | 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム (海外派遣事業課) | 大学等研究機関が、海外のトップクラスの研究機関と世界水準の国際共同研究を行うことを通じて、相手側への若手研究者の長期派遣と相手側からの研究者招へいの双方向の人的交流を展開する取組を支援。 | 若手研究者派遣旅費・研究者招へい旅費(渡航費及び滞在費)と国際共同研究に必要な研究費 | 事業期間: 1~3年間 | 全地域 | 全分野 | 5月 | 機関長 |
| 外国人研究者の招へい事業 | 外国人特別研究員(一般) (人物交流課) | 海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 12か月以上 24か月以内 | 全地域 | 全分野 | 5月 9月 | 受入研究者 |
| | 外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課) | 欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 1か月以上 12か月以内 | 欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア) | 全分野 | 4月 7月 10月 1月 | 受入研究者 |
| | 外国人特別研究員(定着促進) (人物交流課) | 外国人研究者を大学等で常勤職として採用する取組みを促すため、大学等で外国人研究者を招へいする機会を提供。 | 渡航費(往路航空券)、滞在費、渡日一時金等 | 12か月以上 24か月以内 | 全地域 | 全分野 | 9月 | 機関長 |
| | 外国人招へい研究者 長期 (人物交流課) | 海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 2か月以上 10か月以内 | 全地域 | 全分野 | 9月 | 受入研究者 |
| | 外国人招へい研究者 短期 (人物交流課) | 海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 14日以上60日以内 | 全地域 | 全分野 | 5月 9月 | 受入研究者 |
| | 外国人招へい研究者 短期S (人物交流課) | ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。 | 渡航費(往復航空券)、滞在費等 | 7日以上30日以内 | 全地域 | 全分野 | 5月 9月 | 受入研究者 |
| | 論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課) | 日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。 | 120万円以内/ 年度 | 3年以内 | アジア・アフリカ諸国等 | 全分野 | 8月 | 日本側研究指導者 |

国際共同研究事業
国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム)

経費の取扱いについて

1. 前提

国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム (PIRE プログラム) (以下「本事業」という。)における共同研究の実施にあたっては、研究代表者が所属する大学等学術研究機関 (以下「所属機関」という。)に対して、日本学術振興会が業務委託する方法により行います。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、日本学術振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約 (業務委託契約) を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の実施においては、相手側研究者に係る経費 (来日に要する航空運賃・滞在費等、相手側参加者が自国において必要とする消耗品購入等や相手国で開催されるセミナー開催経費、セミナー参加旅費等) は、相手方学術振興機関から支給される経費により支払われます。

2. 委託費について

委託費は、「研究経費」と「業務委託手数料」から構成されます。主な使途は以下のとおりです。

① 研究経費

研究課題実施に直接係る経費。

《研究経費 主な使途》

| 経費費目 | 使 途 目 的 | 留 意 事 項 |
|------------------|---------------------------|--|
| 物品費 (設備備品費、消耗品費) | 研究に必要な備品・消耗品の購入 | ○ 購入した備品・消耗品は、所属機関 (受託機関) に帰属する。なお、物品費 (設備備品費、消耗品費) の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。 |
| 国内旅費 外国旅費 | 日本側研究者の出張経費 (交通費、日当、宿泊料等) | ○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、所属機関 (受託機関) が定める規定等に基づき、効率的な執行を心掛けること。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>人件費・謝金等</p> | <p>研究者及び専門技術員・研究補助者の人件費、研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p> | <p>○ 算出方法、手続き等は、所属機関（受託機関）が定める規定等に基づき、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心掛けること。</p> <p>○ 雇用契約の締結においては、所属機関（受託機関）が契約の当事者となること。</p> <p>○ 雇用に伴う間接的な経費（社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等）についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。</p> <p>○ 本事業で雇用した研究者及び専門技術員等の参加者への賃金、給与等の支払や研究を補助する者（実験補助や資料作成・整理等）への謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いは可能。ただし、研究代表者の賃金・給与等の支払いは不可。</p> |
| <p>その他経費</p> | <p>上記の他当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手・電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用）、研究成果広報用パンフレット作成費用）</p> | <p>○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮の上、使用すること。</p> |
| <p>【留意事項】</p> <p>① 次のものには使用できない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の施設に関する経費 ・ 不動産取得に係る経費及び所属機関のオフィス維持のための経費（オフィス借料、高熱水料、人件費等） ・ 所属機関で通常備えるべき物品の購入（机、いす、複写機等） ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの <p>② 「再委託」の際は、その額が契約金額の原則30%を越えないこと。</p> | | |

② 業務委託手数料

本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。

業務委託手数料の金額は、研究経費に対して10%以内の額(外枠)(端数が生じた場合、1円未満を切り捨てとした額)で、日本学術振興会と各所属機関(受託機関)との協議の上決定します。なお、実際の使用にあたっては、所属機関(受託機関)の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

③ 消費税

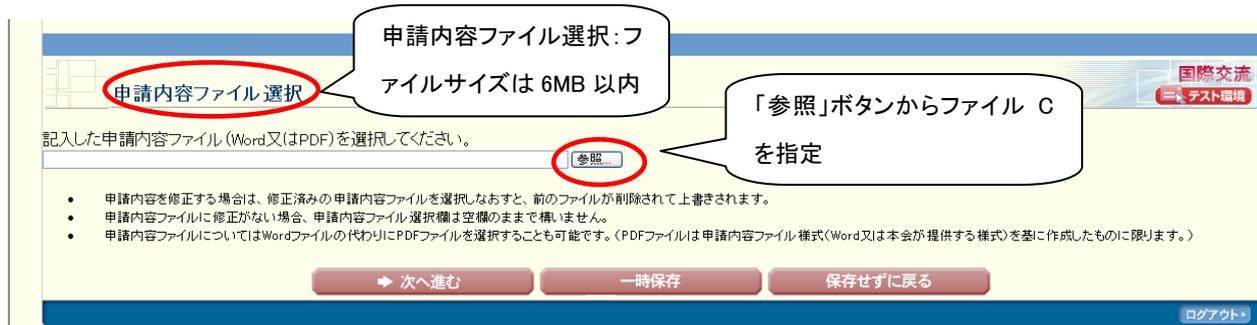
委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

申請書の提出方法

＜申請書提出の手順＞

1. JSPS 指定の申請内容ファイル(Word ファイル)(ファイル A)を作成してください。
2. 相手側研究代表者が相手方学術振興機関に提出する所定の申請書(ファイル B)を電子ファイルで受け取ってください。
3. 上記ファイル A・B を一つのファイル(Word もしくは PDF)(ファイル C)にまとめてください*1。
4. JSPS 電子申請システム にログインし、申請書情報入力画面の所定の項目を入力してください。
5. JSPS 電子申請システムの「申請内容ファイル選択」にて、ファイル C をアップロード*2してください。
6. 内容を確認し、誤りがなければ画面の指示に従い、申請書を提出してください。

＜電子申請システム画面イメージ＞



*1 2つの PDF ファイルを 1 つにまとめる場合、次の手順で行うことができます。

- ①どちらか一方の PDF ファイルを開く。
- ②「ファイル」メニューから、「ファイルを結合」を選択。
- ③「ファイルを追加」をクリックし、別途保存してあるもう一方のファイルを「選択」。
- ④ファイルの順番を確認し、正しければファイルサイズを選択し、「次へ」をクリック。
- ⑤「ファイルを単一の PDF に結合」を選択し、「作成」をクリック。
- ⑥ファイルが一つにまとまります。「保存」をして終了。

*2 JSPS の電子申請システムにアップロードできるファイルの容量は最大 6MB です。ファイル C の大きさが 6MB を超え、JSPS 電子申請システムにアップロードできない場合には、6MB に収まるよう調整してください。どうしても収まらない場合には、ファイル B のみ、別途本会宛郵送していただきますので、下記、連絡先までご相談ください。

<連絡先>

独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部

国際企画課 共同研究係

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

TEL: 03-3263-1724/1918 FAX: 03-3234-3700

Email: bottom-up@jsps.go.jp

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

○双方の事業において重複して研究代表者となることが可能

△双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

| 甲欄 | 乙欄 | 国際共同研究事業 （共同研究、セミナー） | 国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム） | 国際共同研究事業 （JRPs） | 日独共同大学院プログラム | 研究拠点形成事業 | 日中韓フォーサイト事業 | 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進プログラム | 若手研究者ワークショップ（ブラジル） |
|-------------------------------------|----|-------------------------|----------------------------------|--------------------|--------------|----------|-------------|-------------------------------|--------------------|
| 二国間交流事業 （共同研究、セミナー） | △ | △ | △ | × | × | × | × | × | △ |
| 国際化学研究協力事業 （ICCプログラム） | △ | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム） | △ | — | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORAプログラム） | △ | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs） | △ | × | — | × | × | × | × | × | ○ |
| 日独共同大学院プログラム | × | × | × | × | — | × | × | × | × |
| 研究拠点形成事業 | × | × | × | × | × | — | × | × | × |
| 日中韓フォーサイト事業 | × | × | × | × | × | × | — | × | × |
| 頭脳循環を加速する戦略的 国際研究ネットワーク推進プログラム | × | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 若手研究者ワークショップ（ブラジル） | △ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | — |

研究資金の適正な使用等について

2016年12月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

(1) 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。（同規程第2条）

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。（同規程第15条）

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・ 特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

- ① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。
- ② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、

他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の（１）～（３）において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

- （１）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- （２）前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）（平成 26 年 2 月 18 日改正）対象制度
- （３）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（２）関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。